

# 桶川市立川田谷小学校「いじめ防止対策基本方針」

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめの禁止

児童等はいじめを行ってはならない。

### (3) 教職員の責務

学校の教職員は、アンケート調査や個人面談を実施し、学校全体でのいじめ防止及び早期発見に取り組む。学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、「いじめ防止対策推進委員会」に報告し、適切かつ迅速にこれに対処する。

### (4) 保護者の責務

保護者は、児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導を行うように努めるとともに、学校が講ずるいじめ防止措置への協力に努めるものとする。

## 2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

### (1) 学校におけるいじめの防止

学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るものとし、いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等の活動に取り組む。

学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

### (2) いじめの早期発見のための措置

学校は、在籍する児童に対する定期的な調査や必要な措置を講ずるため、いじめに係る相談体制を整備する。

### (3) 研修の実施

学校は、いじめ防止等の対策に関する研修を計画的に実施する。

### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止するために必要な啓発活動を行う。

## 3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

### (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校は、複数の教員及び心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者やその他関係者により構成される「いじめ防止対策推進委員会」を置く。この組織は、いじめ防止対策基本方針が適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すことも行う。

## (2) いじめに対する措置

学校は、いじめがあったと認識された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめ防止対策等のための組織との協力を得つつ、いじめを受けた児童等や保護者に対する支援を行う。

学校は、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために教室以外の場所に置いて学習を受けられる等必要な措置を講ずる。

学校は、いじめを行った児童等に対して、その児童が抱える課題を解決するために指導を行い、その保護者に対する助言を継続的に行う。

学校は、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、情報を保護者と共有するとともに、必要な措置を講ずる。

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携して対処するとともに、児童等の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報して適切な援助を求める。

## (3) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法11条の規定に基づき、適切に当該児童に対して懲戒を加えるものとする。

## (4) 重大事態への対処

学校は、いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が認められる場合や相当な期間の欠席を余儀なくされた場合は、速やかに事態発生防止の組織を設け、質問紙票やその他の方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。

## (5) いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも以下の2点が満たされていることとする。

① いじめに係る行為が止んでいること、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していること

② 被害児童が苦痛を感じていないこと

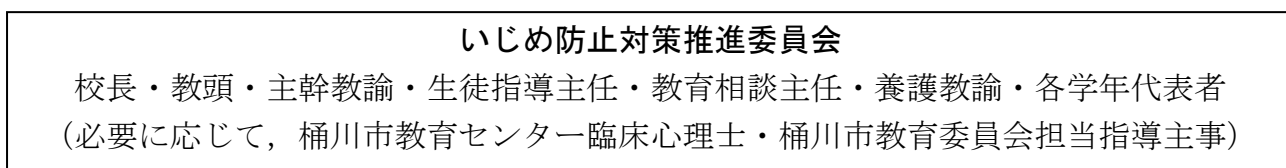
いじめの解消については、いじめ防止対策推進委員会で決定する。

## (6) 学校評価

学校評価では、いじめの早期発見、再発防止のための取組等について適正な評価を行う。

# 川田谷小学校のいじめ防止に対する取組

## 1 組織（いじめ防止対策推進委員会）



## 2 取組

### (1) いじめ防止等対策委員会の開催

定期（4月・7月・12月・2月）及び臨時（随時）にいじめ防止対策推進委員会を開催し、本校児童の実態を把握し、必要な措置を講ずる。

### (2) 川小じんけんの日

毎月最終火曜日を「川小じんけんの日」と定め、児童質問紙による調査を行う。

### (3) 学校評価

本校のいじめ防止等に対する取組を保護者等から評価を受ける。

## 3 いじめ防止対策に係る流れ

